

井原市第 4 次耐震改修促進計画



令和 8 年 3 月

井 原 市

目次

第1章 計画の概要

1.	計画の背景及び目的	1
2.	計画の位置付け	2
3.	計画の期間及び計画の修正・見直し	2
4.	用語	2

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1.	岡山県内及び井原市で想定される地震の規模、想定される被害の状況	8
2.	岡山県内におけるこれまでの地震被害	17
3.	岡山県の耐震化の現状と目標	19
4.	住宅の耐震化の現状と目標	20
5.	特定建築物の耐震化の現状と目標	21

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1.	耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針	25
2.	耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要	25
3.	耐震改修の実施を促すための環境整備	29
4.	地震時の総合的な安全対策に関する事項	30
5.	地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項	33
6.	地震発生時に利用を確保することが公益上必要な建築物に関する事項	35
7.	特定優良賃貸住宅等の仮住居としての活用に関する事項	35
8.	地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策に関する事項	35

第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

1.	地震防災マップ（揺れやすさマップ）等の作成・公表	36
2.	相談体制の整備及び情報提供の充実	36
3.	パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会等の開催	36

4.	リフォームにあわせた耐震改修の誘導	36
5.	自治会等の取組の推進	37
6.	耐震性能の高い建築物の整備促進、地震保険の普及啓発	37
7.	耐震化のさらなる促進に向けた対応	38

第5章 耐震改修促進法及び建築基準法に基づく指導、勧告等の実施

1.	耐震改修促進法に基づく指導等の実施	39
2.	建築基準法に基づく指導、助言、勧告又は命令の実施	40
3.	耐震改修促進法に基づく計画の認定等の実施	40

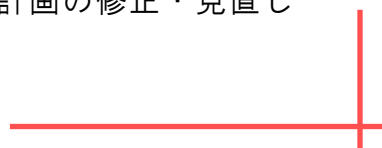
第6章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1.	本計画の着実な推進	43
2.	関係団体等との連携	43
3.	その他	43

第1章 計画の概要



1. 計画の背景及び目的
2. 計画の位置付け
3. 計画の期間及び計画の修正・見直し
4. 用語



第1章 計画の概要

1. 計画の背景及び目的

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い生命が奪われました。このうち地震による直接的な死者は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものであったとされています。

国は、この教訓を踏まえ、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）を平成7年10月に公布し、同年12月に施行しました。

しかし近年、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震、平成20年6月の岩手・宮城県内陸地震、平成28年4月の熊本地震、平成30年6月の大阪府北部を震源とする地震、平成30年9月の北海道胆振東部地震、令和4年3月の福島県沖地震など大地震が頻発しており、特に平成23年3月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらしました。また、令和6年1月の能登半島地震においては、耐震化率が低い地域で多くの住宅が倒壊する等の被害が生じました。

このように、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況であり、また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものになると想定されています。特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されており、本市においても甚大な被害をもたらすことが想定されています。

岡山県では、平成17年11月に改正（平成18年1月施行）された耐震改修促進法第5条第1項の規定に基づき、平成19年1月に「岡山県耐震改修促進計画」を策定しました。その後、平成25年5月の同法改正（平成25年11月施行）を受け、平成28年3月に岡山県耐震改修促進計画を改定し、要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の耐震診断の義務付けや、さらなる耐震診断等の促進を図るための施策等を定めました。また、令和3年3月に緊急輸送道路沿道建築物に附属する塀等の耐震診断義務付けを含む改定を行い、令和7年度を目標年次として住宅・建築物の耐震化の取り組みを進めてきました。

こうした中、本市では、井原市耐震改修促進計画を平成20年3月に策定し、耐震化の目標、要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物の耐震診断の義務付けや耐震診断等の促進を図るための施策等を定めました。その後、平成28年3月に井原市第2次耐震改修促進計画（目標年次：令和2年度）、令和3年3月に井原市第3次耐震改修促進計画（目標年次：令和7年度）を策

定しました。

この度策定する「井原市第4次耐震改修促進計画」は、岡山県内で想定される地震規模・被害状況及び耐震化の現状等を踏まえて、住宅・建築物等の所有者等が、耐震化の必要性を自らの問題として、また、地域の問題として意識することを促すとともに、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることによって、地震による人的被害及び経済的被害を軽減することを目的とします。

2. 計画の位置付け

本計画は、「岡山県耐震改修促進計画」を上位計画として、「耐震改修促進法」及び国が策定した「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「国の基本的な方針」という。）」に基づき、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るために策定した計画です。

また、本計画に関連する計画として、「井原市地域防災計画」及び「井原市国土強靱化計画」があります。

3. 計画の期間及び計画の修正・見直し

国及び岡山県と同様に、令和12年度までを、本計画の実施期間とします。

なお、本計画については、耐震化の進捗状況、事業進捗状況、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて耐震化の目標等の見直しを行います。

4. 用語

【耐震診断と耐震改修】

耐震診断とは、地震に対する安全性を評価すること、耐震改修とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替え、敷地の整備を行うことを指します。

【旧耐震基準及び新耐震基準】

旧耐震基準とは、昭和56年6月1日の耐震基準見直し前に用いられていた耐震基準のことを指します。

新耐震基準とは、昭和53年の宮城県沖地震の後に見直され、昭和56年6月1日に施行された新しい耐震基準のことを指します。

【耐震性の有無】

耐震性の有無の指標は、新耐震基準を満たす耐震性能を持つかどうかによるものです。すなわち、新耐震基準を満たし、中小規模の地震に耐えることはもちろん、大地震に対しても重大な被害・崩壊を抑制できることが、耐震性があることとされています。

【耐震化率】

耐震化率とは、

$$\frac{\text{新耐震基準の建物} + \text{旧耐震基準の建物のうち、耐震改修済の建物} + \text{耐震診断で耐震性有と評価された建物}}{\text{全ての建物}} \times 100 (\%)$$

によって求められる数値を指し、全ての建物の数に対する耐震性のある建物の割合を指します。

※旧耐震基準の建物のうち、耐震性有と評価された建物には、「住宅・土地統計調査」を用いて、国及び岡山県の推計方法に準じて推計した数値が含まれます。

【緊急輸送道路】

大規模な地震が起きた場合に、避難・救助や物資の供給など、広範な応急対策活動を広域的に実施するため、非常事態に対応した交通の確保を目的として指定された、重要な路線を緊急輸送道路とします。

岡山県では、以下の基準に基づき、第1次～第3次の緊急輸送道路を設定しています。

- ・第1次緊急輸送道路：県庁所在地、県民局・地域事務所所在の市町、重要港湾、空港及び広域物流拠点等を連絡し、広域の緊急輸送を担う道路
- ・第2次緊急輸送道路：第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、警察署、消防署、自衛隊等）を連絡する道路
- ・第3次緊急輸送道路：第1次、第2次緊急輸送道路と防災拠点を連絡する道路

出典：岡山県地域防災計画（地震・津波災害対策編）

第3章 地震・津波災害応急対策計画 第2節 緊急活動

【特定建築物（耐震改修促進法第14条第1号から第3号）】

本計画においては、耐震改修促進法第14条に定める特定既存耐震不適格建築物と用途・規模要件が同じである全ての建築物を「特定建築物」とします。

特定建築物は、県・市町村の庁舎等の防災上重要な建築物や、学校、事務所等の多数の者が利用する建築物等、次に掲げるものであり、地震により倒壊等の被害を受けた場合の社会的影響が著しく大きいことから、強力に耐震化を促進します。

- (1) 多数の者が利用する建築物
- (2) 地震発生時に倒壊等により多大な被害につながるおそれがある危険物を取り扱う建築物
- (3) 地震発生時に倒壊した場合、通行を確保すべき道路を閉塞させることとなる沿道の建築物

耐震改修促進法では、耐震診断の実施について義務又は努力義務等が課せられており、一定の規模以上の特定建築物に対しては、所管の行政庁より耐震診断受診の指導、助言及び指示を受けることとなります。さらに、この指示に従わない場合に、その旨を公表されることとなります。

※資料1「特定建築物一覧」

【防災拠点となる公共建築物】

地震時において災害応急対策活動の中心となる施設や避難所等の防災拠点となる公共建築物について、重点的に耐震化に取り組みます。

整備にあたっては、大規模地震後に機能継続が可能となるよう、「災害に強い官公庁施設づくりガイドライン」及び「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン」を活用するものとし、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に係る岡山県の適用方針※」により、高い耐震安全性を確保します。

※資料2「災害に強い官公庁施設づくりガイドライン(抜粋)」

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に係る【岡山県の適用方針】

【要緊急安全確認大規模建築物（耐震改修促進法附則第3条第1項）】

耐震改修促進法の改正（平成25年11月施行）により、病院、店舗、ホテル等の不特定多数の者が利用する建築物、学校、老人ホーム等の避難に配慮を必要とする方が利用する建築物及び危険物を一定量以上貯蔵又は処理している大規模な貯蔵場等のうち大規模なもの（資料1参照）を、「要緊急安全確認大規模建築物」といいます。

【要安全確認計画記載建築物（耐震改修促進法第7条）】

都道府県耐震改修促進計画又は市町村耐震改修促進計画に記載された

- （1）大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物（法第7条第1号）
- （2）耐震診断を行わせ、耐震改修の促進を図ることが必要な、相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路等の沿道建築物及びこれに附属する組積造の塀（法第7条第2号（令第4条第1号の建築物、同条第2号の組積造の塀）

を「要安全確認計画記載建築物」といいます。

資料1 「特定建築物一覧」

用途	指導・助言対象	指示対象	耐震診断義務付け対象
	特定既存耐震不適格建築物 (法第15条第1項)	特定既存耐震不適格建築物 (法第15条第2項)	要緊急安全確認大規模建築物 (附則第3条) 要安全確認計画記載建築物 (法第5・6・7条)
多数の者が利用する建築物	学校 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 *屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ3,000㎡以上 *屋内運動場の面積を含む
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	-
	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上
	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
	病院、診療所		
	劇場、観覧場、映画館、演芸場		
	集会場、公会堂		
	展示場		
	卸売市場		
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ2,000㎡以上
	ホテル、旅館		
	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿		
	事務所		
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		
	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上
	博物館、美術館、図書館		
	遊技場		
	公衆浴場		
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）			
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		階数3以上かつ2,000㎡以上	
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設			
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物			
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量（別表）以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	階数1以上かつ500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上で敷地境界線から一定距離以内に存する建築物
避難路沿道建築物	耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）	左に同じ	計画記載建築物 要緊急安全確認 耐震改修促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）

※ 本計画において、耐震改修促進法第14条に定める特定既存耐震不適格建築物と用途・規模要件が同じである全ての建築物を「特定建築物」という。
 ※ 上表のほか、住宅や小規模建築物等全ての既存耐震不適格建築物が指導・助言対象である。（法第16条）

法	政令第7条第2項	危険物の種類	数量	
第14条第2号	第1号	火薬類	火薬	10トン
			爆薬	5トン
			工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50万個
			銃用雷管	500万個
			実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5万個
			導爆線又は導火線	500キロメートル
			信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2トン
			その他火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量
			石油類	危険物の規制に関する政令別表第3の種類の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
			第2号	消防法第2条第7項に規定する危険物（石油類を除く）
第3号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性個体類	30トン		
第4号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類	20立方メートル		
第5号	マッチ	300マッチトン(※)		
第6号	可燃性ガス（第7号、第8号に掲げるものを除く）	2万立方メートル		
第7号	圧縮ガス	20万立方メートル		
第8号	液化ガス	2,000トン		
第9号	毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る）	20トン		
第10号	毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る）	200トン		

(※) マッチトンはマッチの計量単位。1マッチトンは、並型マッチ（56×36×17mm）で、7,200個、約120kg。

資料2 「災害に強い官公庁施設づくりガイドライン(抜粋)」

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準

○構造体の耐震安全性の目標

分類	耐震安全性の目標	対象施設
I類	大規模地震(極めて稀に発生する地震動)後、構造体の補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。	○災害対策基本法の「指定行政機関」及び「指定地方行政機関」のうち二以上の都府県及び道を管轄区域とするものが使用する官庁施設等 【指定行政機関:内閣府、警察庁、財務省、経済産業省、国土交通省等】 【指定地方行政機関等:管区警察局、地方厚生局、地方農政局、地方整備局等】
II類	大規模地震後、構造体の大きな補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。	○災害対策基本法の「指定地方行政機関」が使用する官庁施設(I類に属するものを除く)等 【指定地方行政機関等:沖縄総合事務局、警察機動隊、海上保安部等】
III類 (建築基準法相当)	大規模地震により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。	○その他の官庁施設 【地方検察庁、法務省、税務署、労働基準監督署、公共職業安定所等】

災害応急対策活動拠点

※危険物を貯蔵する室を有する官庁施設、病院であって災害時に拠点として機能する官庁施設等

1. 耐力の割り増し

- 1) 建築物に要求される機能に応じて、**重要度係数(I)**を設定。
- 2) 構造体の**保有水平耐力(Qu)**は、**必要保有水平耐力(Qun)**に**重要度係数(I)**を考慮した値以上であることを確認。

	I類	II類	III類
重要度係数(I)	1.5	1.25	1.0
目標とする状態	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できること	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できること	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないこと

- ・建築物に要求される機能に応じて、目的を明確化した上で、免震構造や制振構造の適用を検討する。
- ・時刻歴応答解析等により、構造体の安全性を検討する場合は、上記によらず、建築物の変形や塑性化の程度に対する目標値を定めて設計してよい。

2. 大地震動時の変形の制限

構造体、建築非構造部材及び建築設備の損傷の軽減を図るため、構造体の大地震動時の**層間変形角は、原則として、制限値以下**とする。

	RC造、SRC造	S造
層間変形角の制限値	1/200	1/100

- ・構造体の耐力とのバランスを考慮しつつ、層間変形角並びに建築非構造部材及び建築設備の変形追従性を総合的に検討する。

【詳細は国土交通省のHPを参照】
官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(第2編第2章):
<https://www.mlit.go.jp/common/001157883.pdf>
建築構造設計基準:
<https://www.mlit.go.jp/common/001396989.pdf>
建築構造設計基準の資料:
<https://www.mlit.go.jp/common/001396995.pdf>

○建築非構造部材の耐震安全性の目標

分類	耐震安全性の目標	対象施設
A類の外部及び特定室	大規模地震後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理の上で、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。	○災害応急対策活動拠点
B類及びA類の一般室	大規模地震により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。	○その他の官庁施設

○建築設備の耐震安全性の目標

分類	耐震安全性の目標	対象施設
甲類	大規模地震後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。	○災害応急対策活動拠点
乙類	大規模地震後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。	○その他の官庁施設

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に係る【岡山県の適用方針】

防災拠点となる公共建築物は、以下の適用を基本として、大規模地震後に機能継続が可能な耐震安全性を確保する。

対象施設	分類
災害応急対策活動拠点、避難所等 (県・市町村の地域防災計画等で定めるもの)	○構造体(耐力の割り増し) II類 以上
	○建築非構造部材 A類
例) 県・市町村の庁舎、警察本部、警察署、公立の学校、病院、体育館、公民館、各種センター、消防署等	○建築設備 甲類(災害応急対策活動拠点) 乙類(避難所)

※適用にあたっては、整備する施設の位置、規模、構造、また、想定最大震度等の状況や、被災後に補修を要する可能性を容認するかどうか等、個別施設の実情に応じ総合的に判断する。

※上記のうち、自治体における災害応急対策活動上代替性のない、特に中心的な施設については、I類の適用の必要性を検討することが望ましい。

※学校教育施設等において別に定めがある場合には、その基準による。

第2章 建築物の耐震診断及び 耐震改修の実施に関する目標



1. 岡山県内及び井原市で想定される地震の規模、
想定される被害の状況
 - 1-1. 南海トラフ巨大地震
 - 1-2. 断層型地震
2. 岡山県内におけるこれまでの地震被害
3. 岡山県の耐震化の現状と目標
4. 住宅の耐震化の現状と目標
 - 4-1. 住宅の耐震化の現状（令和7年度末）
 - 4-2. 住宅の耐震化の目標
5. 特定建築物の耐震化の現状と目標
 - 5-1. 耐震改修促進法第14条第1号に
規定された建築物
 - 5-2. 耐震改修促進法第14条第2号に
規定された建築物
 - 5-3. 耐震改修促進法第14条第3号に
規定された建築物

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1. 岡山県内及び井原市で想定される地震の規模、想定される被害の状況
岡山県内に大きな被害をもたらすことが想定される大規模な地震として、

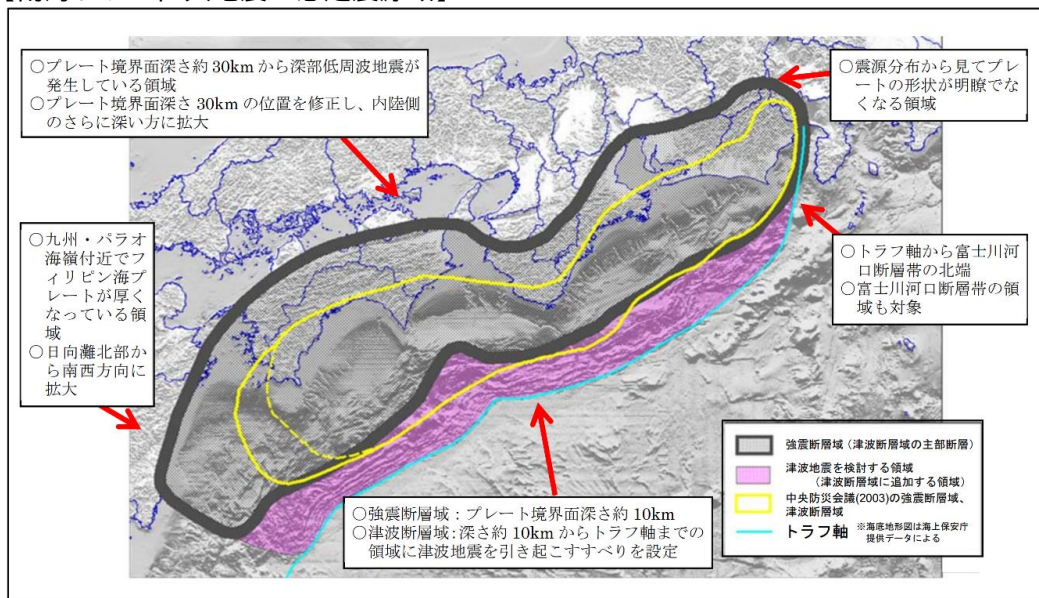
- ①南海トラフを震源とする地震（南海トラフ巨大地震）
- ②断層を震源とする地震（断層型地震）

があります。本計画で想定する地震は①、②の両方で、想定される地震の規模は以下のとおりです。

1-1. 南海トラフ巨大地震

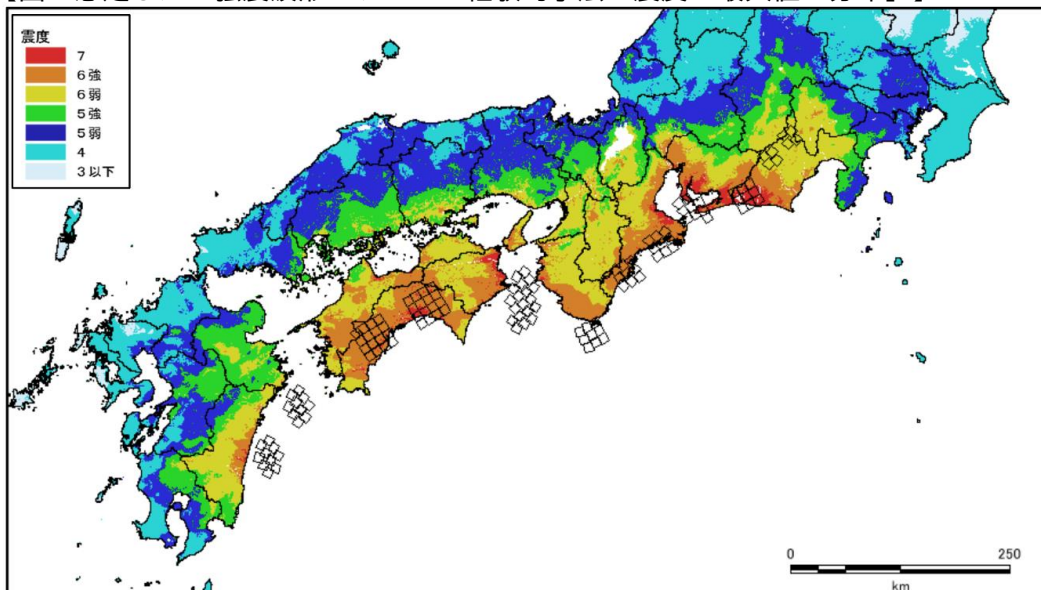
(1) 想定される地震の規模

【南海トラフ巨大地震の想定震源域】



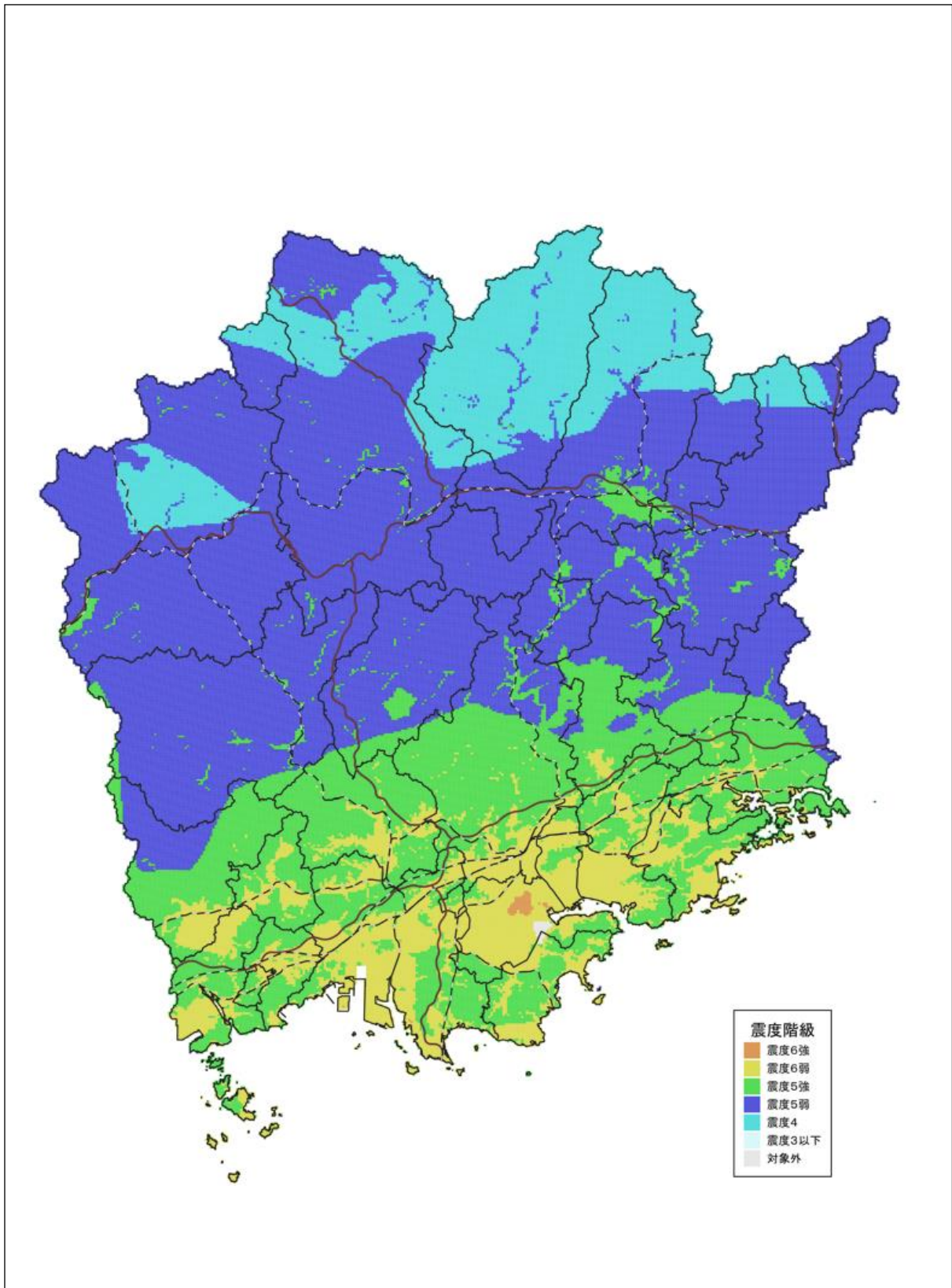
南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会 地震モデル報告書（令和7年3月31日公表）より抜粋

【国が想定した「強震波形4ケースと経験的手法の震度の最大値の分布」】



(2) 震度分布図【岡山県想定】

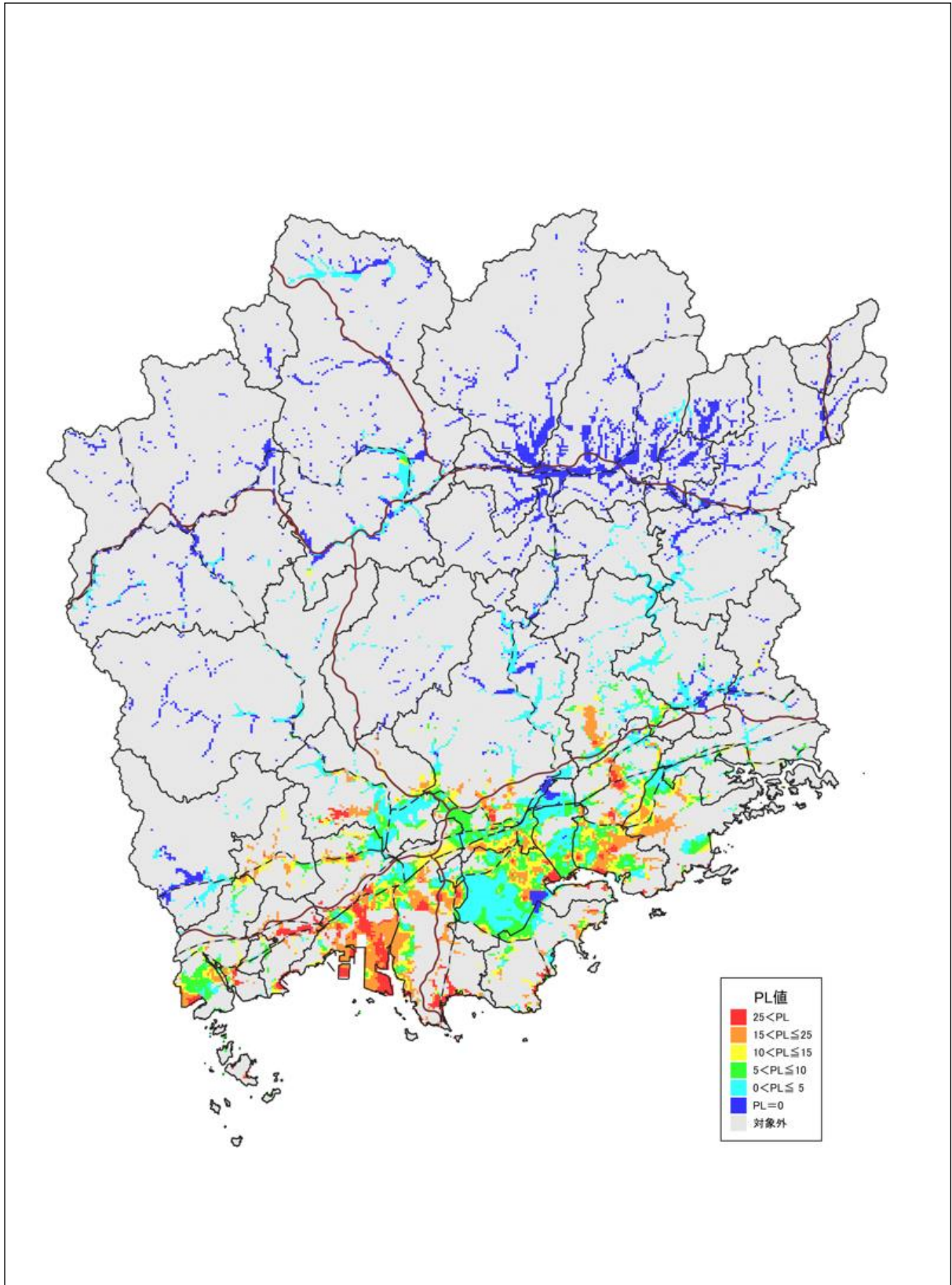
【南海トラフ巨大地震による震度分布図（県想定）】



※ 詳細は、岡山県危機管理課ホームページ (<https://www.pref.okayama.jp/page/308887.html>) を参照のこと。

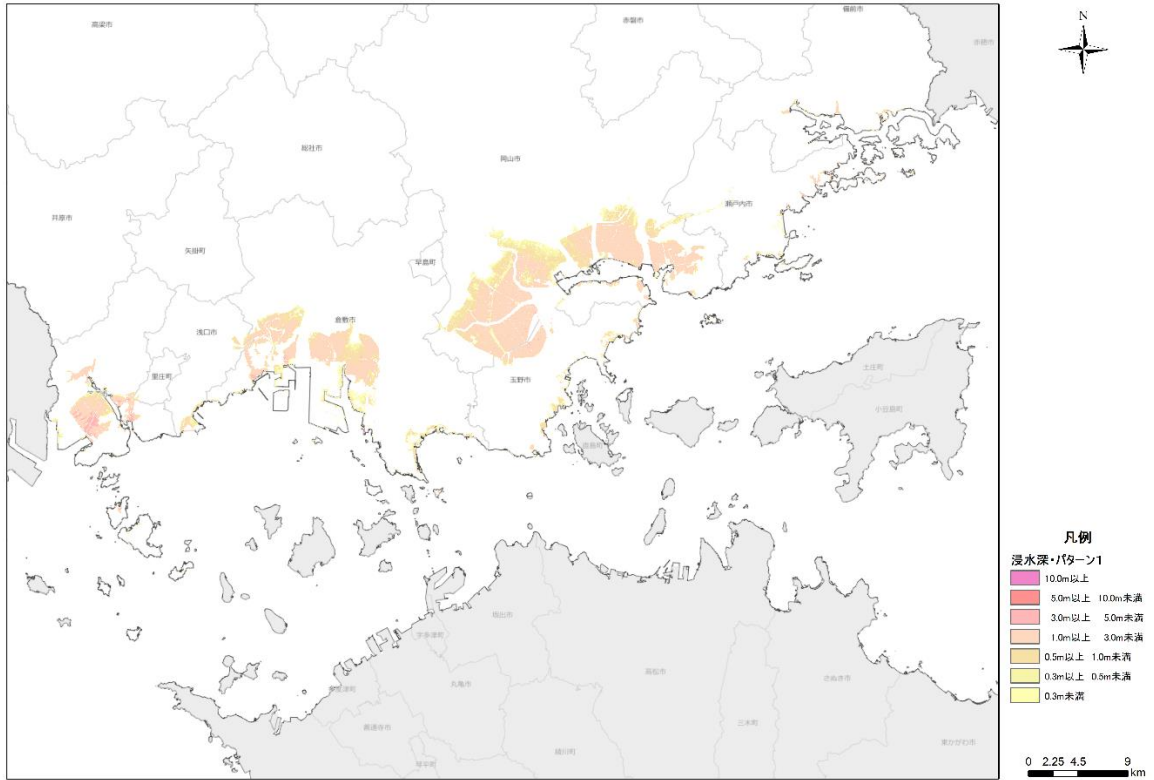
(3) 液状化危険度分布図【岡山県想定】

【南海トラフ巨大地震による液状化危険度分布図（県想定）】

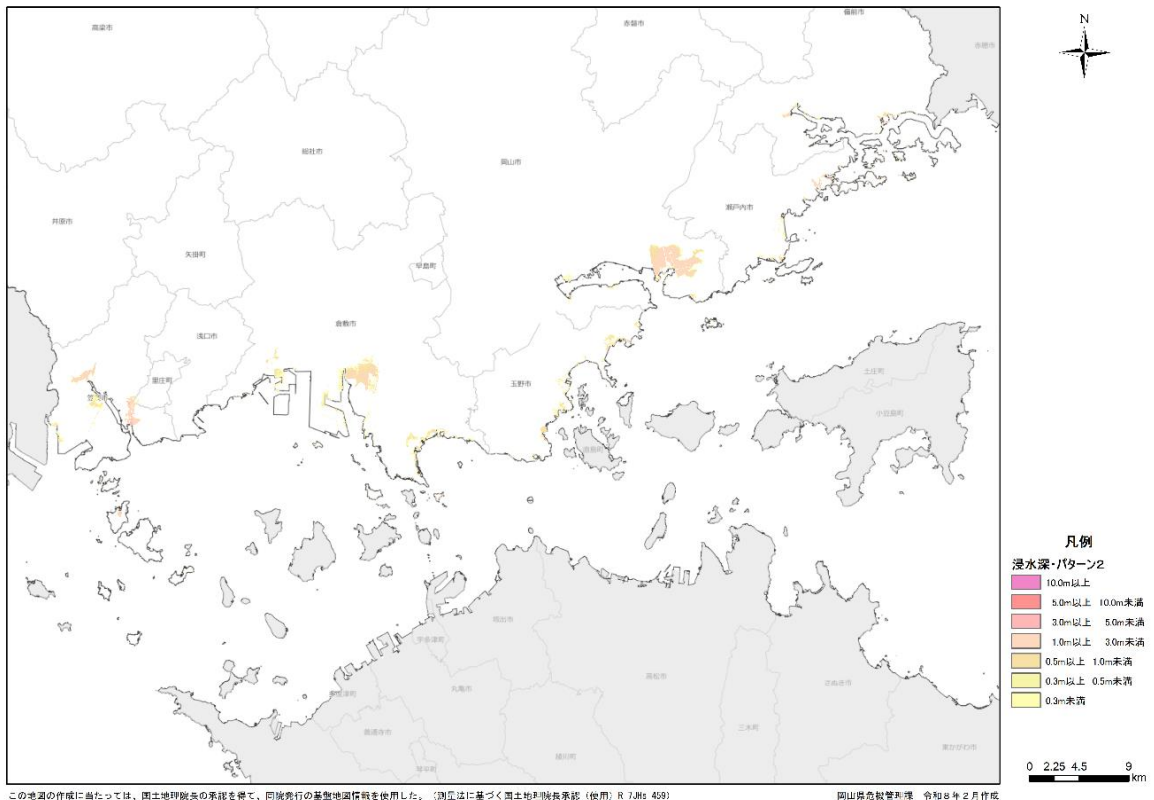


(4) 津波浸水想定図【岡山県想定】

①地震動により堤防等が機能しなくなる場合（パターン1）



②津波が越流すると堤防等が機能しなくなる場合（パターン2）



(5) 被害想定【岡山県想定】

以下の岡山県の被害想定は、国が令和7年3月に公表した南海トラフ巨大地震の被害想定を受け、国が用いたデータに、岡山県独自に収集した地質データ等を追加し、より詳細な被害想定を行ったものです。

①建物被害

被害が最大となるもの(冬・夕に発生)

要 因	棟 数
揺れによる全壊	3,240
液状化による全壊	2,644
急傾斜地崩壊による全壊	172
津波による全壊	9,470
地震火災による焼失	6,216
全壊・焼失棟数(棟)	21,742

※「地震動により堤防等が機能しなくなる」場合(津波パターン1による)

②人的被害

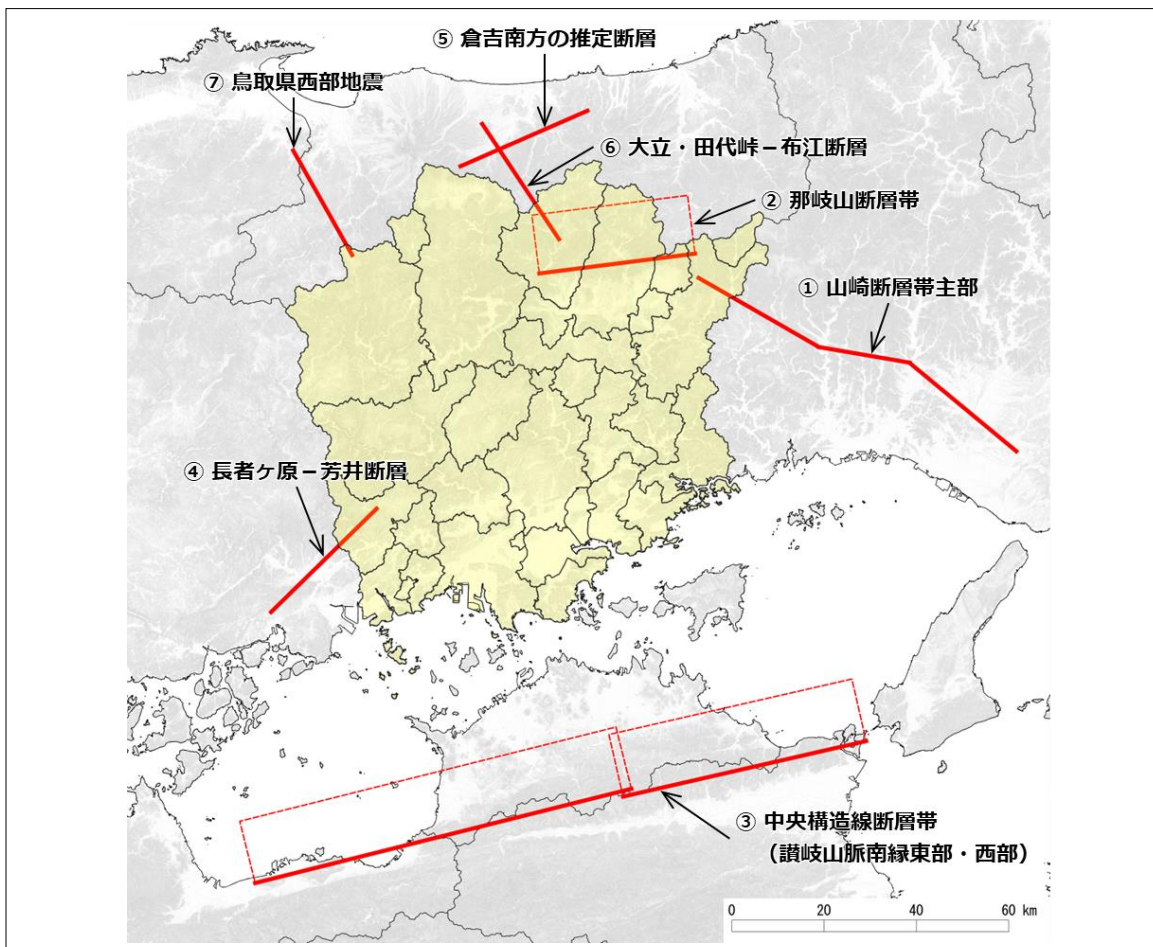
被害が最大となるもの(冬・深夜に発生)

要 因	人 数
建物倒壊	177
急傾斜地崩壊	16
津波	3,585
地震火災	0
屋外落下物等	0
合 計(人)	3,778

※「地震動により堤防等が機能しなくなる」場合(津波パターン1による)

1-2. 断層型地震

(1) 各断層の位置



(2) 各断層型地震の概要

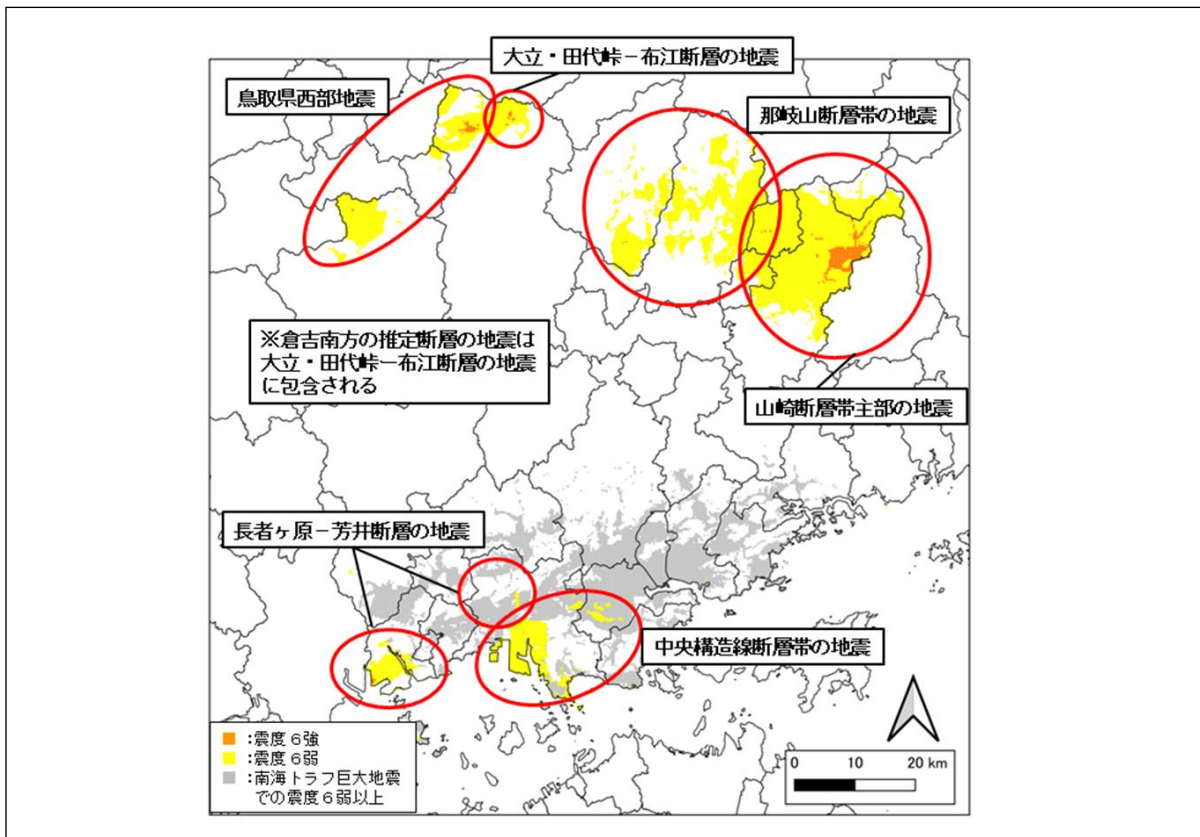
断層名	①山崎断層帯主部	②那岐山断層帯	③中央構造線断層帯	④長者ヶ原-芳井断層	⑤倉吉南方の推定断層	⑥大立・田代峠-布江断層	⑦鳥取県西部地震
マグニチュード	8.0	7.3	8.3	7.3	7.3	7.3	7.3
発生確率	0.1~1%	0.06~0.1%	1%以下	不明	推計なし	推計なし	推計なし
県内最大震度	6強	6強	6弱	6強	6弱	6強	6強
震度6弱以上の市町村 (太字は震度6強)	岡山市 津山市 備前市 美作市 鏡野町 勝央町 奈義町 西粟倉村	津山市 鏡野町 勝央町 奈義町	岡山市 倉敷市 玉野市 笠岡市	倉敷市 笠岡市 井原市	真庭市	真庭市	新見市 真庭市 新庄村

※マグニチュードは地震の規模を表し、被害想定に用いたもの。

※発生確率は今後30年間に地震が発生する確率（地震調査推進研究本部）

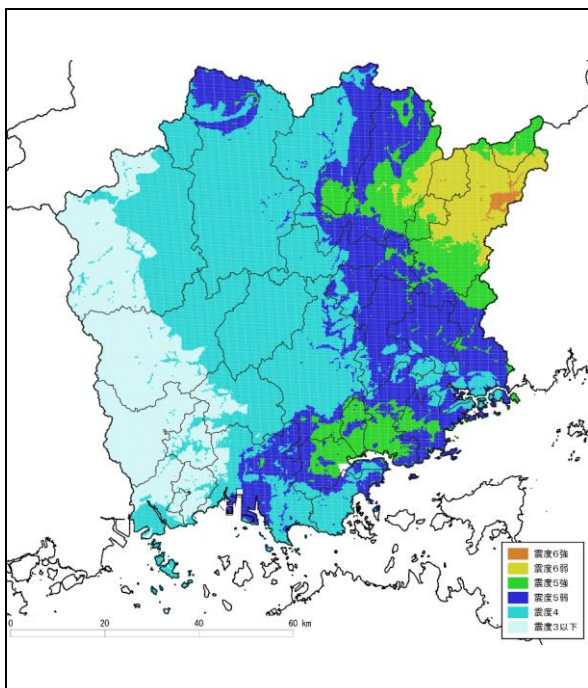
(3) 震度分布図

【断層型地震における震度6弱以上の地域図】

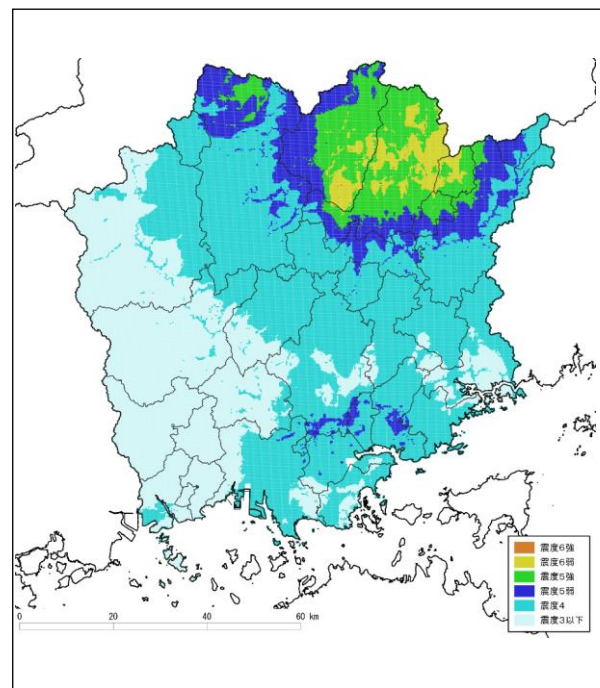


【各断層型地震の震度分布図】

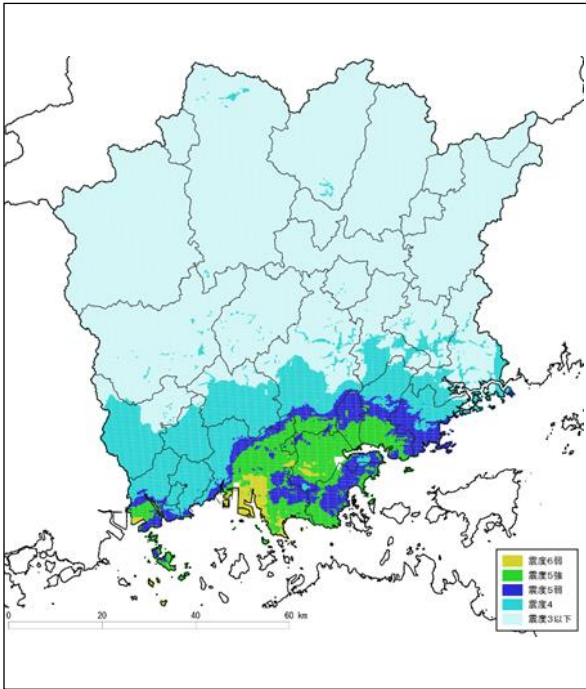
①山崎断層帯主部



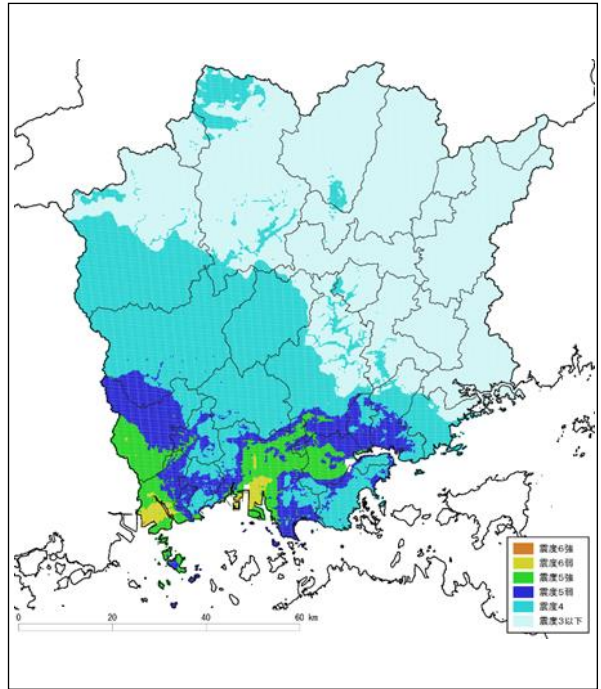
②那岐山断層帯



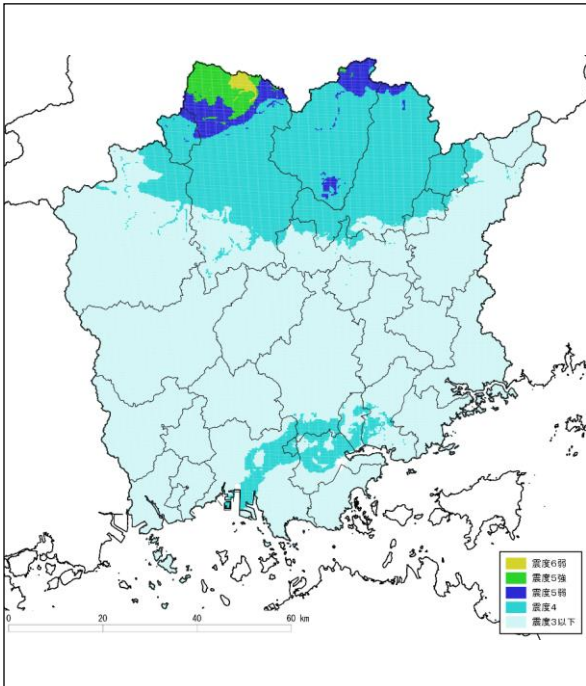
③中央構造線断層帯



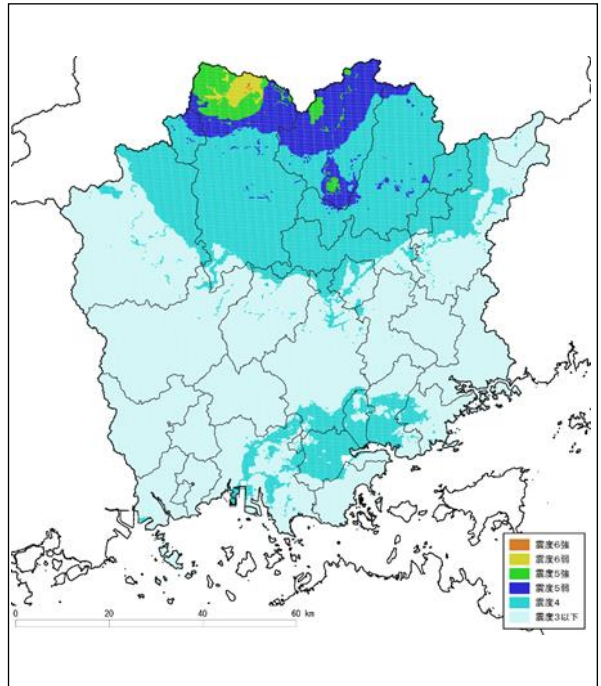
④長者ヶ原断層－芳井断層



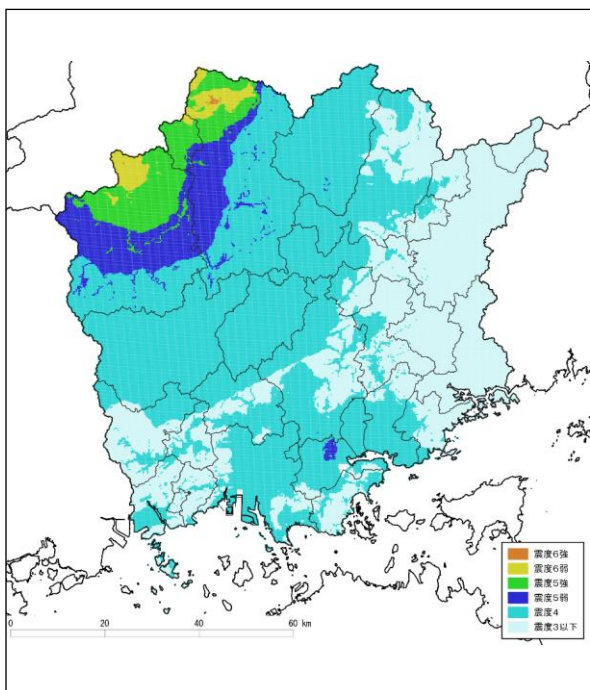
⑤倉吉南方の推定断層



⑥大立・田代峠－布江断層



⑦鳥取県西部地震



(4) 被害想定

断層名	最大震度	被害項目 (被害が最大となるケース)		
		建物全壊(棟)	死者数(人)	最大避難者数(人)
①山崎断層帯主部	6強	冬・夕	冬・深夜	正月・夕
		849	23	10,367
②那岐山断層帯	6強	冬・夕	冬・深夜	正月・夕
		96	5	1,716
③中央構造線断層帯	6弱	冬・夕	正月・夕	正月・夕
		1,560	19	20,478
④長者ヶ原-芳井断層	6強	冬・夕	正月・夕	正月・夕
		872	6	11,666
⑤倉吉南方の推定断層	6弱	冬・夕	-	正月・夕
		3	0	79
⑥大立・田代峠-布江断層	6強	冬・夕	冬・深夜	正月・夕
		33	2	697
⑦鳥取県西部地震	6強	冬・夕	冬・深夜	正月・夕
		62	3	971

※被害想定は、4種類の季節・時間帯で被害が最大となるケースを表示する。

※建物全壊、死者数は、揺れ、液状化、火災等の合計値を表す。

※最大避難者数は、発災後1週間後の数値

2. 岡山県内におけるこれまでの地震被害

岡山県内では、表1に示すとおり、明治期以降において地震による被害を複数経験しています。多大な人的被害を及ぼす地震はこれまで発生していませんが、近年、日本各地で地震が多発しており、今後も大きな被害をもたらす地震が起こらないとは限りません。

表1 過去に岡山県内で震度4以上を観測した地震（明治35年以降）

発生年月日	震度	県内の被害状況	震央地名 (地震名)	規模 (M)
1905/6/2 (明治38)	岡山4	県内被害なし	安芸灘 (芸予地震)	6.7
1909/8/14 (明治42)	岡山4	建物その他に若干の被害あり ただし人的被害なし	滋賀県北東部 (姉川地震)	6.8
1909/11/10 (明治42)	岡山5	県南部、特に都窪郡撫川町で被害大 死者2人、建物全・半壊6戸 ひさし・壁破損29戸等	宮崎県西部	7.6
1927/3/7 (昭和2)	岡山4	県南部で家屋の小破損・屋根瓦の墜 落20数件 煉瓦煙突の上部破損(上道郡平井村)	京都府北部 (北丹後地震)	7.3
1930/12/21 (昭和5)	岡山3 津山5	県内被害なし	広島県北部	5.9
1934/1/9 (昭和9)	岡山4	県南部を中心に強く揺れ吉備郡庭瀬 町では壁に亀裂を生じ土壁が倒壊し た程度で県下全般に大きな被害なし	徳島県北部	5.6
*1938/1/2 (昭和13)	岡山3	伯備線神代駅近傍で岩石40～50個落 下、貨車・家屋破損、下熊谷の小貯 水池堤防決壊	広島県北部	5.5
1943/9/10 (昭和18)	岡山5 津山4	北東部県境付近で小規模な山崩れ、 がけ崩れ、地割れ、落石等あり	鳥取県東部 (鳥取地震)	7.2
1943/9/10 (昭和18)	岡山4 津山2	(被害については、どちらの地震に よるか判別できない)	鳥取県沖 (鳥取地震余震)	6.0
1946/12/21 (昭和21)	岡山4 津山3	県南部、特に児島湾北岸、高梁川下 流域の新生地の被害が甚大であつ た。 死者52人、負傷者157人 建物全壊1,200戸、建物半壊2,346戸 その他堤防・道路の損壊多し。 玉島・笠岡管内の電気・通信線がほ とんど破壊された。	和歌山県南方沖 (南海地震)	8.0
1952/7/18 (昭和27)	岡山4 津山3	県内被害なし	奈良県 (吉野地震)	6.7
1968/8/6 (昭和43)	岡山4 津山3 玉野4	県内被害なし	豊後水道	6.6
1995/1/17 (平成7)	岡山4 津山4	負傷者1人	大阪湾 【平成7(1995)年 兵庫県南部地震】	7.3

2000/10/6 (平成12)	新見・哲多・大佐・落合・美甘 5強 19市町村 5弱 39市町村 (井原含) 4	震源に近い阿新・真庭地方及び岡山市の軟弱地盤地域を中心に被害が多かった。重傷5人、軽傷13人、住家全壊7棟、住家半壊31棟、住家一部破損943棟、その他水道被害、道路破損多し 【井原市内の被害】 ・住家一部破損 13件 ・公共施設被害 21件	鳥取県西部 【平成12(2000)年鳥取県西部地震】	7.3
2001/3/24 (平成13)	26市町村 4	軽傷1人 住家一部破損18棟	安芸灘 【平成13(2001)年芸予地震】	6.7
2002/9/16 (平成14)	6町村 4	県内被害なし	鳥取県中部 (鳥取県西部地震余震)	5.5
2006/6/12 (平成18)	4市 4 (井原3)	県内被害なし	大分県西部	6.2
2007/4/26 (平成19)	玉野 4 (井原3)	県内被害なし	愛媛県東予	5.3
2013/4/13 (平成25)	5市町 4	県内被害なし	淡路島付近	6.3
2014/3/14 (平成26)	16市町 4 (井原3)	重傷1人、軽傷3人	伊予灘	6.2
2016/10/21 (平成28)	鏡野、真庭 5強 12市町村 4 (井原3)	重傷1人、軽傷2人、住家一部破損17棟、非住家全壊1棟、非住家一部破損20棟	鳥取県中部	6.6
	鏡野 4			
2018/4/9 (平成30)	倉敷 4 (井原3)	県内被害なし	島根県西部	6.1

*印の地震は、岡山県内震度3であるが被害発生地震のため特に記載した。

出典：井原市地域防災計画（地震災害対策編）令和7年5月

3. 岡山県の耐震化の現状と目標

(1) 住宅

耐震化率の推移※					目 標
当 初 (H17年度末)	H28改定時 (H26年度末)	R3改定時 (R元年度末)	現 状 (令和6年度末)		令和12年度末 95%
67%	75%	82%	85%	令和17年度末 耐震性が不十分なものを おおむね解消	

※耐震化率：総務省住宅・土地統計調査の結果を基に国の推計手法により算出
R6年度末：85.2% R7年度末：85.8%

※2 おおむね解消：100%に近い状態

(2) 耐震診断義務付け対象建築物

区 分		現 状 ※1 (令和6年度末)	目 標 (令和12年度末)
要緊急安全確認大規模建築物		86% 〔 108棟／126棟 〕	耐震性が不十分なものを おおむね解消 ※2
要安全確認計画記載 建築物	防災拠点建築物 (県指定)	85% 〔 17棟／ 20棟 〕	100%
	緊急輸送道路沿道建築物 (県・市協調指定)	38% 〔 37棟／ 97棟 〕	耐震性が不十分なものを 半数解消

※1 耐震性不足の解消状況：「耐震性不足が解消した棟数」／「耐震診断を義務付けた棟数」

耐震性不足が解消した棟数（以下の合計）

- ・耐震診断を義務付けた後、耐震診断結果の公表までに除却された棟数
- ・耐震診断の結果、耐震性ありとされた棟数
- ・耐震診断の結果、耐震性不足とされ、耐震改修、除却・建替等により耐震性不足が解消された棟数

※2 おおむね解消：100%に近い状態

(3) 特定建築物

特定建築物のうち、公共施設の令和6年度末における耐震化率は、これまでの耐震化の進捗により、県有施設は99%、市町村有施設は97%となっています。残る耐震性が不十分な公共施設について、早期に耐震化が完了するよう計画的に取り組みます。

また、特定建築物のうち民間建築物については、耐震性が不十分なものが一定数存在することから、これらの建築物について、耐震化の状況把握を継続して行うとともに、引き続き、耐震診断及び耐震改修についての普及啓発、必要な指導・助言を実施します。

4. 住宅の耐震化の現状と目標

本市では岡山県の目標に準じて、住宅・建築物の令和12年度における耐震化率の目標を設定します。

なお、住宅・建築物の耐震化率の推計方法は、国及び岡山県の推計方法（総務省「住宅・土地統計調査」から算出）に準じて集計を行います。

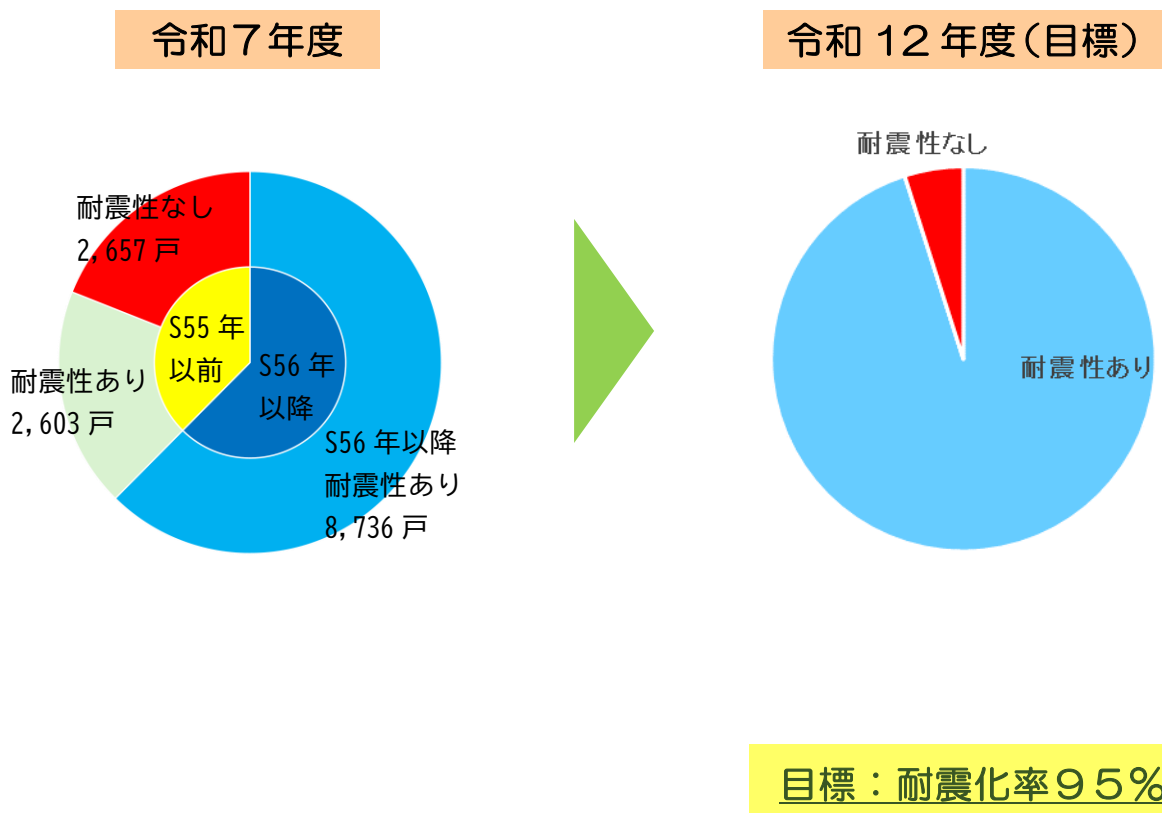
4-1. 住宅の耐震化の現状（令和7年度末）

本市では、約1万4千棟の住宅があります。このうち、耐震性のある建物は81.0%、耐震性のない建物は19.0%と推計され、約2割の建物が耐震性に問題のある建物であることが分かりました。

これは、目標とした95%と比較すると約14%低い数値となっています。

4-2. 住宅の耐震化の目標

国が定めた基本的な方針及び岡山県の目標等を踏まえ、現状の耐震化率81.0%に対して、令和12年度の耐震化率を95%にすることを、本市における耐震化の目標とし、住宅の耐震化の促進を進めていきます。



5. 特定建築物の耐震化の現状と目標

5-1. 耐震改修促進法第14条第1号に規定された建築物

(多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって、政令で定める規模以上のもの)

(1) 民間の特定建築物の耐震化の現状と目標

耐震改修促進法第14条第1号に規定される特定建築物のうち、本市内の民間が保有する建築物の耐震化率(全体)は77%です。

国が定めた基本的な方針及び岡山県の目標等を踏まえ、令和12年度の耐震化率の目標を表2-1のとおり掲げます。

表2-1 民間の特定建築物の耐震化の現状と目標
(耐震改修促進法第14条第1号に規定された建築物)

区分		現状の耐震化率 (令和7年度末)	目標とした 耐震化率 (令和7年度末)	目標の 耐震化率 (令和12年度末)
【特定建築物(民間)】				
多数の者が利用する建築物	1 災害対策本部及び現地対策本部を設置し、被災後応急活動や復旧活動の拠点となる建築物	県・市町村の庁舎、警察本部、警察署で地域防災計画等で定めるもの	該当なし	該当なし 非設定
	2 被災時に、避難者及び傷病者の救援活動など救助活動の拠点となる建築物	公共の学校、病院、体育館、公民館、各種センター、消防署等で地域防災計画などで定めるもの	90%	95%
	3 不特定多数の者が利用する建築物	病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店等で法の指示対象建築物	100%	100%
	4 その他の建築物	賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舍、下宿、事務所、工場等	75%	95%

(2) 公共の特定建築物の耐震化の現状

耐震改修促進法第14条第1号に規定される特定建築物のうち、本市内の公共建築物の耐震化率（全体）は98%です。

国が定めた基本的な方針及び岡山県の目標等を踏まえ、令和12年度の耐震化率の目標を表2-2のとおり掲げます。

表2-2 公共の特定建築物の耐震化の現状と目標
(耐震改修促進法第14条第1号に規定された建築物)

区分		現状の耐震化率 (令和7年度末)	目標とした耐震化率 (令和7年度末)	目標の耐震化率 (令和12年度末)	
【特定建築物（公共）】					
多数の者が利用する建築物	1 災害対策本部及び現地対策本部を設置し、被災後応急活動や復旧活動の拠点となる建築物	県・市町村の庁舎、警察本部、警察署で地域防災計画等で定めるもの	100%	95%	100%
	2 被災時に、避難者及び傷病者の救援活動など救助活動の拠点となる建築物	公共の学校、病院、体育館、公民館、各種センター、消防署等で地域防災計画などで定めるもの	95%	95%	95%
	3 不特定多数の者が利用する建築物	病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店等で法の指示対象建築物	該当なし	該当なし 非設定	該当なし 非設定
	4 その他の建築物	賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舍、下宿、事務所、工場等	100%	100%	100%

5-2. 耐震改修促進法第14条第2号に規定された建築物

(政令で定める危険物であって、政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物)

耐震改修促進法第14条第2号では、特定建築物の規模要件として500㎡以上かつ一定の数量以上との条件があります。一定の数量とは、表2-3に示すとおり、危険物の種類によって、数量が定められています。

なお、本市では本項目の規模要件に該当する特定建築物は、現在ありません。

表2-3 耐震改修促進法第14条第2号に規定された
特定建築物の規模要件（危険物の数量）

政令 第7条 第2条	危険物の種類		数量
第1号	火薬類	火薬	10トン
		爆薬	5トン
		工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管	50万個
		銃用雷管	500万個
		実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線	5万個
		導爆線又は導火線	500キロメートル
		信号炎管若しくは信号火箭又は煙火	2トン
		その他火薬又は爆薬を使用した火工品	当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれ火薬・爆薬に定める数量
第2号	石油類	危険物の規制に関する政令別表第3の種別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量	
	消防法第2条第7項に規定する危険物（石油類を除く）		
第3号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類	30トン	
第4号	危険物の規制に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類	20立方メートル	
第5号	マッチ	300マッチトン※	
第6号	可燃性ガス（第7号、第8号に掲げるものを除く）	2万立方メートル	
第7号	圧縮ガス	20万立方メートル	
第8号	液化ガス	2,000トン	
第9号	毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る）	20トン	
第10号	僕物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る）	200トン	

※マッチトンはマッチの計量単位。
1マッチトンは、並型マッチ（56×36×17mm）で、7,200個、約120kg。

5-3. 耐震改修促進法第14条第3号に規定された建築物

(都道府県又は市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物)

耐震改修促進法では、建築物が地震によって倒壊した場合において、道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、一定の高さ以上の沿道建築物(耐震関係規定に適合しない建築物に限る。)について、耐震診断を行わせ、耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合には、当該建築物の敷地に接する道路に関する事項について、法第5条第3項第2号、3号により都道府県耐震改修促進計画に、また、法第6条第3項第1号、第2号により市町村耐震改修促進計画に記載することができると規定されています。

現在のところ、本市内に耐震診断を義務付ける緊急輸送道路(法第5条第3項第2号、法第6条第3項第1号)の指定はありませんが、岡山県と連携し、耐震診断を義務付ける緊急輸送道路の指定について検討していきます。

第3章 建築物の耐震診断及び 耐震改修の促進を図るための施策



1. 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針
2. 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要
3. 耐震改修の実施を促すための環境整備
 - 3-1. 専門技術者の養成・紹介体制の整備
 - 3-2. 講習会等による普及啓発
4. 地震時の総合的な安全対策に関する事項
 - 4-1. 木造住宅の地震からのリスクを低減するための方策
 - 4-2. 建築物の耐震化に加えて行うべき事前の対策
 - 4-3. 地震発生後の対応
5. 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項
 - 5-1. 岡山県が耐震診断を義務付ける緊急輸送道路
 - 5-2. その他の緊急輸送道路等
 - 5-3. 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化状況マップの
作成・公表
6. 地震発生時に利用を確保することが公益上必要な建築物に関する事項
7. 特定優良賃貸住宅等の仮住宅としての活用に関する事項
8. 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策に関する事項

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1. 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

建築物の所有者等は、地震防災対策を自らの問題として、また、地域の問題として捉え、主体的に取り組むことが何よりも重要であり、目標達成のための前提となります。

本市は、このような建築物の所有者等の取り組みを支援する観点から、耐震診断及び耐震改修に伴う所有者等の負担軽減のための制度の構築や、耐震化を行いやすい環境の整備など必要な施策を講じることとします。あわせて、耐震改修等を行うことができない場合でも、市民の命の安全確保につながる可能性のある暫定的・緊急的な対策も積極的に促進することとします。また、岡山県と連携して所有する公共建築物の耐震化を促進することに取り組んでいきます。

《井原市 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針》

1. 耐震診断及び耐震改修に伴う所有者等の負担軽減のための制度を構築します。
2. 耐震化を行いやすい環境を整備します。
3. 被災時に救護活動の拠点となる公共建築物の耐震化に取り組みます。
4. 岡山県と連携して、耐震診断や耐震改修の促進に取り組みます。

2. 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要

広く市民に対して建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性や重要性について周知・徹底を図るため、普及啓発に積極的に取り組むとともに、耐震診断及び耐震改修等の補助制度、国の税制（耐震改修促進税制等）、融資制度等を活用しながら、建築物の耐震化の促進を図ります。

(1) 補助制度の概要（令和8年度の事業予定：今後変更する場合があります。）

【診断事業】

補 助 の 対 象			補 助 率 等
事業区分	建 築 物	経 費	
木造住宅 耐震診断 事業	次に掲げる要件の全てに該当する住宅 (1) 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅 (2) 構造が次に掲げる工法以外の木造であるもの ア 丸太組工法 イ 建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定に基づく認定工法 (3) 地上階数が2以下のもの	次に掲げる経費 (136,000円/戸以内を限度) (1) 耐震診断等の経費 ただし、第2条第1号アに係るものは、マニュアルに掲げる一般診断法（面積が200㎡以内までは90,000円/戸、200㎡を超えるものにあつては、100㎡に達するまでごとに10,000円増）、精密診断法によるものに限り、第2条第1号工に係るものは、耐震性能に係る評価の費用相当分に限る。 (2) 第3条第2項の評価に係る経費	補助対象経費の3分の2以内 （一住宅につき一般診断法にあつては80,000円（面積が200㎡を超えるものにあつては、100㎡に達するまでごとに8,000円を加えた額）とし、精密診断法その他のものにあつては90,000円を限度とする。）
一戸建て 住宅耐震 診断事業	木造住宅耐震診断事業の建築物欄に掲げる以外の一戸建て住宅	次に掲げる経費 (136,000円/戸以内を限度) (1) 耐震診断等の経費 ただし、第2条第1号工に係るものは、耐震性能に係る評価の費用相当分に限る。 (2) 第3条第2項の評価に係る経費	補助対象経費の3分の2以内。ただし、一住宅につき90,000円を限度とする。
建築物耐 震診断事 業	昭和56年5月31日以前に着工された建築物で市内に存する民間のものであつて、次に掲げる要件のいずれかに該当する建築物 (1) 一戸建て以外の住宅 (2) 指示対象建築物 (3) 上記以外の建築物	次に掲げる経費 (1,000㎡以内の部分は3,670円/㎡以内、1,000㎡を越えて2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡以内、2,000㎡を越える部分は1,050円/㎡以内を限度) (1) 耐震診断等の経費 ただし、第2条第1号工に係るものは、耐震性能に係る評価の費用相当分に限る。 (2) 第3条第2項の評価に係る経費	補助対象経費の3分の2以内。ただし、一棟につき指示対象建築物は3,000,000円、その他は1,500,000円を限度とする。

【耐震改修】

耐震改修工事

既存木造住宅の性能	耐震基準	補助対象経費	補助率	補助金交付限度額
耐震診断の上部構造評点が1.0未満のもの	上部構造評点が1.0以上	耐震改修工事に要する費用(ただし、34,100円/㎡を限度とする。)	4/5 (利子補給制度を利用する場合は、2/5)	一住宅につき1,150,000円を上限とする。 (利子補給制度を利用する場合は、575,000円を上限とする。)
既存住宅性能評価の耐震等級が1に満たないもの	耐震等級が1以上	同上	同上	同上

部分耐震改修工事

既存木造住宅の性能	耐震基準	補助対象経費	補助率	補助金交付限度額
耐震診断の上部構造評点が1.0未満のもの	岡山県が定める技術基準における「部分耐震性能」を有すること	部分耐震改修工事に要する費用(ただし、一階で寝室を含む1か所までとする。)	1/2 (低所得者等にあっては4/5)	一住宅につき800,000円を上限とする。

耐震シェルター等設置工事

既存木造住宅の性能	耐震基準	補助対象経費	補助率	補助金交付限度額
耐震診断の上部構造評点が1.0未満のもの	1階部分に岡山県木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱に定める耐震シェルター等を設置すること	耐震シェルターの購入、運搬及び設置に要する費用	1/2 (低所得者等にあっては4/5)	一住宅につき800,000円を上限とする。
既存住宅性能評価の耐震等級が1に満たないもの	同上	防災ベッドの購入、運搬及び設置に要する費用	同上	同上

(2) 耐震改修促進税制の概要（租税特別措置法等によります。）

対象	主な要件等
改修	<p>○耐震改修促進税制</p> <p>□住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得 税：令和7年12月31日までに行った耐震改修工事に係る標準的な工事費用相当額の10%相当額（上限25万円、補助金等の額を控除した金額）を所得税から控除 ・固定資産税：令和8年3月31日までに耐震改修工事を行った住宅の固定資産税額（120㎡相当部分まで）を1年間工事完了年の翌年度分を1／2に減額（特に、通行障害既存耐震不適格建築物である住宅の耐震改修は2年間1／2に減額） <p>□建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税：耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物で耐震診断結果が報告されたものについて、平成26年4月1日から令和8年3月31日までの間に政府の補助（耐震対策緊急促進事業）を受けて耐震改修工事を行った場合、固定資産税額を2年間1／2に減額（耐震改修工事費の2.5%が限度） <p>○住宅ローン減税</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得 税：耐震改修工事を行い、令和7年12月31日までに自己居住の用に供した場合、10年間、ローン残高の0.7%を所得税額から控除（現行の耐震基準に適合させるためのが対象）

※令和8年度税制改正大綱が成立した場合、

住宅の所得税及び住宅ローンの所得税は令和12年12月31日まで延長。

住宅の固定資産税は令和13年3月31日、建築物の固定資産税は令和11年3月31日まで延長。

国土交通省HP

[https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr_000043.html]

国税庁 HP

[<https://www.nta.go.jp>]

(3) 融資制度の概要

一定の条件を満たす場合、耐震改修工事にかかる費用について、住宅金融支援機構と提携している金融機関による融資を受けられます。

耐震改修の融資は、個人向け、マンション管理組合向け、事業者向けがあります。

特に、個人住宅の高齢者向け（満60歳以上）の融資では、返済特例として、毎月の支払いを利息のみ（条件によっては、無利子化又は低利子化も可能）とし、利用者の死亡時に一括返済又は担保物件の売却によって元金を返済する制度（リバースモゲージ型住宅ローン）があります。

住宅金融支援機構 HP
〔<https://www.jhf.go.jp/index.html>〕

3. 耐震改修の実施を促すための環境整備

国の助成制度である社会資本整備総合交付金において、「住宅の耐震化のための計画の策定及び耐震改修又は建替えを総合的に行う事業（総合的支援メニュー）」を活用するため、「井原市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定しています。策定したプログラムに基づき、住宅耐震化に係る取り組みを行い、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を促進します。

3-1. 専門技術者の養成・紹介体制の整備

岡山県では、これまで建築士を対象とした講習会を開催し、「木造住宅耐震診断員」の養成を行うとともに、診断員の登録を進め、その状況がわかるホームページを整備して公表しています。また、一定の調査精度を確保することや報告書の内容を統一できるように「岡山県木造住宅耐震診断マニュアル」を作成しています。

本市でもこの岡山県の取り組みと連携し、耐震診断及び耐震改修を実施しようとする市民に対して、専門家の情報提供、県の取り組み等についての案内ができるよう、相談体制の整備や情報の公開に努めていきます。

3-2. 講習会等による普及啓発

岡山県では、(一社)岡山県建築士会、(一社)岡山県建築士事務所協会、(一社)日本建築構造技術者協会中国支部岡山地区等の県内建築関係団体等と連携し、予想される南海トラフ等の海溝型地震や断層型地震の規模・被害想定、住宅の耐震化の必要性、重要性に加えて、近年普及している安価な耐震改修

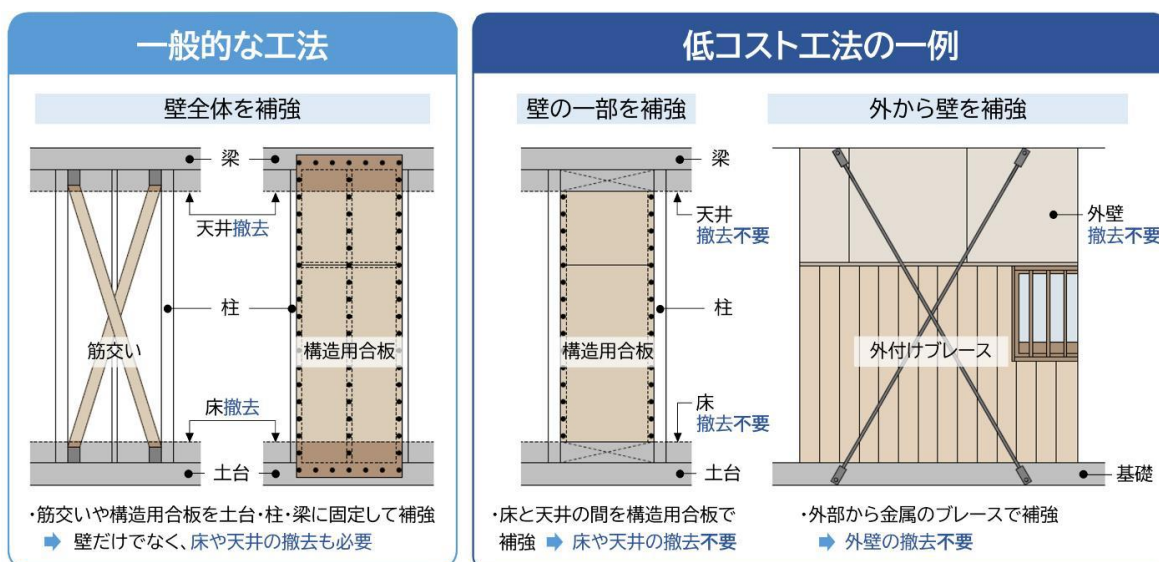
工法について、専門家や技術者はもとより、一般の方にもわかりやすく説明する各種講習会を開催し、耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について普及啓発を図っています。

本市でもこの取り組みと連携し、耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について普及啓発を図ります。

(参考) 安価な耐震改修工法(低コスト工法)

一般的な耐震改修工法では、天井内の梁や床下の土台に筋交い等を取り付けるため、床や壁・天井を一度撤去して、筋交い等を設置した後に復旧する必要があります。

低コスト工法は、外部から補強材を取り付けるなど、内・外装材の撤去を極力少なくすることでコストの削減を図りながら、耐震性能を向上させる工法です。



4. 地震時の総合的な安全対策に関する事項

4-1. 木造住宅の地震からのリスクを低減するための方策

大地震に対する安全性を確保するためには、耐震改修等により耐震基準を満たす住宅に住むことが最も重要です。

一方で、所有者の資力等の要因により、住宅全体の耐震改修が困難な場合には、部分的な耐震改修、耐震シェルターや防災ベッドといった、居住者の命を守る観点からリスクを低減し、人命の安全確保につながる可能性のある暫定的・緊急的な方策も有効であり、こうした効果的な取り組みについて、一層の普及啓発を図ります。

4-2. 建築物の耐震化に加えて行うべき事前の対策

平成17年3月の福岡県西方沖地震や同年8月の宮城県沖地震、さらに平成23年3月の東日本大震災、平成28年4月の熊本地震及び平成30年6月の大阪府北部を震源とする地震の被害の状況から、ブロック塀の安全対策、ガラスの破損や天井の落下防止対策等の必要性が指摘されています。本市では岡山県と連携し、住宅・建築物の耐震化と並行して、これらの施設や設備の改善指導等を行います。

①ブロック塀等の倒壊防止

地震時にブロック塀等が倒壊すれば、死傷者の発生や、避難路の閉塞による避難・救援活動への支障を引き起こすこととなります。また、平成31年1月に改正耐震改修促進法施行令が施行され、都道府県耐震改修促進計画又は市町村耐震改修促進計画に記載された耐震関係規定に適合しない法第7条第2号（令第4条第2号）のブロック塀等は、所管行政庁が定めた期限までに耐震診断結果を報告することが義務付けられ、その結果を所管行政庁が公表することとされました。

このため、「5. 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項」に位置付け、市ではこれらのブロック塀等の耐震化を促進し、また、これら以外のブロック塀等についても、倒壊の危険性を市民に周知するとともに、補強方法等の普及徹底を図り、必要に応じて改善指導を行います。

②窓ガラスや屋外看板等の落下防止

窓ガラスの破損や、屋外看板、外壁等の落下があれば、死傷者の発生や、がれきによる避難・救援活動への支障が引き起こされることとなります。このため、窓ガラス等の破損や落下の危険性を市民に周知するとともに、施工状況の点検の実施、ガラス留め材の改善、屋外看板や外壁材の補強・落下防止等に関する普及徹底を図り、必要に応じて改善指導を行います。

③天井等の非構造部材の安全確認

東日本大震災において、大規模空間を有する建築物の天井が脱落する被害が多数生じたことを受けて、建築基準法施行令等の改正等が行われ、新築等を行う建築物における特定天井（高さ6m超、水平投影面積200㎡超の吊り天井等）について、脱落防止対策に係る新たな技術基準（平成26年4月1日施行）が適用されることとなりました。

また、建築物の定期調査報告に係る調査内容も併せて見直されたことから、定期調査報告等を活用して特定天井の状況把握に努め、改善が必要な建築物の所有者・管理者に対し、天井の脱落防止対策の改善指導を行います。

④エレベーター及びエスカレーターの安全対策

平成21年9月施行の建築基準法施行令等の改正により、新設エレベーターについては、戸開走行保護装置の設置や地震時等管制運転装置の設置が義務化され、既設エレベーターについても改修が求められています。そのためエレベーター内への閉じ込めを防止するために、建築物の所有者等及び利用者に既設エレベーターの改修や地震対策、管制運転・安全装置等の整備や改良の必要性について普及徹底を図り、必要に応じて改善指導を行います。

また、東日本大震災においてエレベーターの釣合おもりやエスカレーターが落下する事案が複数確認されたことから、平成26年4月施行の建築基準法施行令等の改正等に伴いエレベーター及びエスカレーターの脱落防止対策が明確に示されたことにより、既設エレベーター等についても必要に応じて改善指導を行います。

⑤家具の転倒防止

家具の転倒は、それによる人の負傷に加え、避難や救助活動への支障を引き起こすこととなります。このため、身近な住宅内部での地震対策として家具の転倒防止を市民に呼びかけるとともに、家具の固定方法の普及徹底を図ります。

⑥給湯器の転倒防止

東日本大震災及び熊本地震において、住宅に設置されていた電気給湯器がアンカーボルトの緊結が不十分等の原因で転倒する被害が多数発生しました。建築設備の構造耐力上安全な構造方法を定めた告示により、電気給湯器だけではなく、ガス、石油も含めたすべての給湯設備について転倒防止措置の基準が明確化されました。

これらの状況を踏まえ、建築物における給湯設備の転倒防止対策やそれらに付随する配管等の落下防止対策に関する周知を図ります。

4-3. 地震発生後の対応

地震により建築物・宅地が被害を受け、被災建築物・被災宅地の応急危険度判定が必要となった場合は、岡山県と連携して、被災建築物・被災宅地の判定実施本部等を設置するなどの必要な措置を講じます。

5. 地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項

耐震改修促進法では、建築物が地震によって倒壊した場合に、道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難が困難になることを防止するため、一定の高さ以上の沿道建築物並びに一定の高さ及び長さのブロック塀等（耐震関係規定に適合しない建築物に限る。）について、耐震診断を行わせ、耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合には、当該建築物の敷地に接する道路に関する事項について、法第5条第3項第2号、3号により都道府県耐震改修促進計画に、また、法第6条第3項第1号、2号により市町村耐震改修促進計画に記載することができると規定されています。

岡山県は、平成8年10月に策定した「岡山県緊急輸送道路ネットワーク計画（令和7年3月改定）」において、緊急輸送を確保するため必要な道路（緊急輸送道路）を定めています。緊急輸送道路は、地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路であり、道路の耐震性が確保されているとともに、地震時にネットワークとして機能するものとして定められています。

また、令和元年8月に策定した「中国地方道路啓開計画岡山県計画（令和6年7月改定）」において啓開ルートを定めています。啓開ルートは、南海トラフ巨大地震によって想定される津波により大量のがれきが発生し、救援・救護、救出活動に必要不可欠な緊急輸送道路を閉塞させることから、人命救助に重要な72時間を意識した道路啓開が必要となるために定められています。

このことから、岡山県は、これらの路線を法第5条第3項第2号、3号の規定に基づき、次の考え方により指定していくこととしています。

5-1. 岡山県が耐震診断を義務付ける緊急輸送道路

（法第5条第3項第2号）

（要安全確認計画記載建築物：緊急輸送道路沿道建築物及び沿道ブロック塀等）

岡山県は、緊急輸送道路のうち、市町村の区域を越えて、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路の沿道建築物及び沿道ブロック塀等を対象に、耐震診断の実施と報告を義務付けることとしています。

本市では、岡山県と連携し、耐震診断を義務付ける緊急輸送道路の指定について調査及び検討を進めていきます。

5-2. その他の緊急輸送道路等（法第5条第3項第3号）

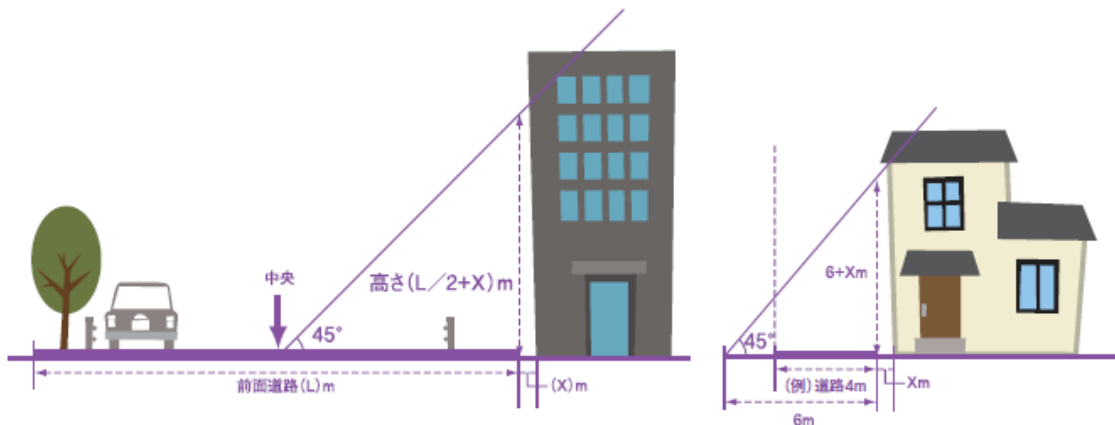
岡山県は、耐震改修促進法第5条第3項第3号の規定に基づき、緊急輸送道路及び中国地方道路啓開計画岡山県計画における啓開ルート（耐震改修促進法第5条第3項第2号の規定に基づき指定された緊急輸送道路を除く。）を耐震化努力義務路線として指定することとし、その路線は、別途定めています。

指定を受けた当該路線における一定の高さ以上の沿道建築物及び沿道ブロック塀等（耐震関係規定に適合していないものに限る。）の所有者は、耐震診断を行い、その結果に応じて耐震改修を行うよう努めることが求められます。

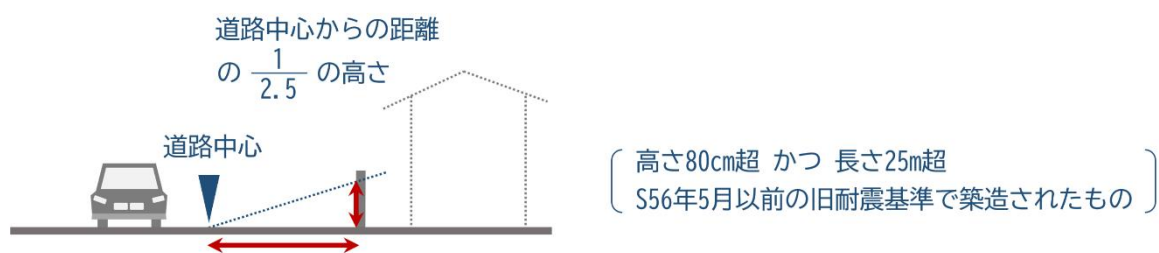
5-3. 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化状況マップの作成・公表

緊急輸送道路沿道建築物については、耐震化の状況を記載した地図を作成し、ハザードマップへの表示などにより耐震化の現状を公表しながら、耐震改修の必要性等の普及啓発を行います。

対象となる沿道建築物



対象となるブロック塀等（建物に附属するもの）



6. 地震発生時に利用を確保することが公益上必要な建築物に関する事項
岡山県が耐震診断を義務付ける防災拠点建築物（法第5条第3項第1号）
（要安全確認計画記載建築物：防災拠点建築物）

耐震改修促進法第5条第3項第1号に基づき定める、大規模な地震が発生した場合において、その利用を確保することが公益上必要な建築物は、地震時における応急対策活動の中心となる施設や避難所となる施設等（既存耐震不適格建築物であって耐震不明建築物であるものに限る。）です。

岡山県は、これらの建築物に耐震診断の実施と報告を義務付けることとし、その対象となる建築物と報告期限は、別途定めます。

7. 特定優良賃貸住宅等の仮住居としての活用に関する事項

住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居が必要となる場合においては、耐震改修促進法第5条第3項第4号の規定により、下記の条件が整った場合には、特例として特定優良賃貸住宅の空き家への入居が可能となります。

（条件）

ア 対象者

耐震改修促進法第17条第3項の規定により認定を受けた耐震改修の計画（同法第18条第1項の規定による変更の認定を受けたときは変更後の計画）に係る住宅の耐震改修を実施する者であって、仮住居を提供することが必要であると認められる者であること。

イ 仮住居として提供できる特定優良賃貸住宅

県内に所在する特定優良賃貸住宅で、入居者の募集をしたにもかかわらず3か月以上継続して入居者がなく、例外的に入居者を入居させることについて、知事（市の区域内にあっては、当該市の長）の承認を得た住戸であること。

ウ 仮住居として賃貸できる期間及び賃貸借の形態

2年を上限とし、借地借家法第38条第1項の規定による定期借家契約であること。

8. 地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策に関する事項

地震に伴う崖崩れや大規模盛土造成地の崩壊等による建築物の被害軽減のため、がけ地近接等危険住宅移転事業による危険住宅の移転の促進及び宅地耐震化推進事業等による盛土等の安全対策の施策を検討します。

第4章 建築物の地震に対する安全性の



向上に関する啓発及び知識の普及

1. 地震防災マップ（揺れやすさマップ）等の作成・公表
2. 相談体制の整備及び情報提供の充実
3. パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会等の開催
4. リフォームにあわせた耐震改修の誘導
5. 自治会等の取組の推進
6. 耐震性能の高い建築物の整備促進、地震保険の普及啓発
 - 6-1. 耐震性能の高い建築物の整備促進
 - 6-2. 地震保険の活用
7. 耐震化のさらなる促進に向けた対応

第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

1. 地震防災マップ（揺れやすさマップ）等の作成・公表

岡山県では、緊急輸送道路沿道揺れやすさマップ（平成20年度作成）を作成し、ホームページで公表しています。また、国土地理院の重ねるハザードマップにおいて、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化状況マップを公表しています。

本市では、防災マップを作成し、市ホームページで公表することにより、本市で想定される震度や建物被害・避難場所の分布などの情報を発信し、市民の防災意識の高揚を図っています。

2. 相談体制の整備及び情報提供の充実

本市では、耐震診断及び耐震改修等の補助事業を実施しています。今後この補助事業への市民の理解を深め、耐震診断及び耐震改修等を促進していくために、耐震診断方法、耐震改修工法、事業者、費用、助成制度及び税制等に関する情報提供を行います。また、市のホームページやSNS等を通じて、最新の情報を提供するように努めます。

耐震診断及び耐震改修等に関する相談窓口

建設経済部 都市施設課 管理係

TEL：0866-62-9527 E-mail：toshis@city.ibara.lg.jp

3. パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会等の開催

岡山県では、木造住宅の耐震化を推進するパンフレットや木造住宅の安価な耐震改修工法の事例を紹介するパンフレット等を作成し、住宅の耐震診断等の普及啓発に努めています。

本市においても、岡山県や関係団体と連携し、耐震診断及び耐震改修に関するセミナー・講習会、耐震シェルターや防災ベッドの展示会の開催を通じて、耐震改修の有効性、耐震診断及び耐震改修、地震から命を守る方策の普及啓発を行います。

4. リフォームにあわせた耐震改修の誘導

住宅設備のリフォーム、省エネ化やバリアフリー化等のリフォームにあわせて耐震改修工事を行った場合は、別々に工事をした場合と比べて工事費を抑えることができます。

このため、リフォームは耐震改修を行う好機であることから、住宅情報誌への情報記事の掲載、住宅リフォームフェア、住宅セミナー、耐震改修事例を掲載したパンフレット等を通じて、リフォームにあわせて耐震改修工事が行われるよう建築物の所有者やリフォーム事業者への普及啓発を行います。

5. 自治会等の取組の推進

地震による被害を最小限に食い止めるには、日頃から地域における地震時の危険箇所を確認し、地域で情報を共有しておくことが重要であり、また、住宅の建て方別（一戸建、長屋建、共同住宅等別）の耐震化の状況の把握を踏まえた地震防災対策の普及啓発を行うことが効果的です。

そこで、地震防災対策の普及啓発のために、本市で作成した防災マップ等を活用して、地震時の危険箇所の確認などを行い、本市や岡山県、NPO等の協力のもと、自治会、自主防災組織等の地域住民の協働による地区防災マップの作成を推進します。

6. 耐震性能の高い建築物の整備促進、地震保険の普及啓発

6-1. 耐震性能の高い建築物の整備促進

新たに建築される建築物については、現行の耐震基準に従って適切に建築されるよう、建築基準法に基づく中間検査や完了検査を徹底するとともに、住宅性能表示制度の活用等により、より高い耐震性能の住宅が建設されるよう普及啓発に努めます。

また、防災拠点等となる公共建築物の整備にあたっては、「災害に強い官公庁施設づくりガイドライン」及び「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン」の活用により耐震安全性を高め、防災機能の確保を図るとともに、公共性の高い一般建築物についても、必要に応じこれらのガイドラインが活用されるよう普及啓発に努めます。

6-2. 地震保険の活用

万一の地震に備えて、地震により建築物が倒壊や損壊した場合に、一定額の補償が得られる地震保険に加入していれば、その再建が円滑に進むことが期待できます。

本市では、税制面での優遇（地震保険料控除）なども含めて、地震保険の活用についての啓発に努めます。

7 耐震化のさらなる促進に向けた対応

7-1. 全ての建築物の耐震化の促進

平成25年の耐震改修促進法の改正により、現行の建築基準法令の耐震関係規定に適合しない住宅や小規模建築物を含む全ての建築物の所有者に対して、耐震診断と必要に応じた耐震改修の努力義務が課されました。

①新耐震基準の木造住宅の耐震性能検証法の普及

平成12年6月1日施行の建築基準法の改正により、木造住宅の接合部の仕様等が明確化され、これに適合して建築されたものは、地震による倒壊・崩壊のおそれが低いとされています。このことから、昭和56年6月1日の新耐震基準導入以降、平成12年5月31日までに建築された木造住宅について、リフォーム等の機会をとらえた耐震性能検証の実施に努めるよう、所有者等への普及啓発を行います。

（参考）耐震性能検証法

在来軸組構法による木造住宅のうち平家建て又は2階建てのものを対象とした、必要壁量が強化された新耐震基準に適合していることを前提に行う効率的な耐震診断方法です。

第5章 耐震改修促進法及び建築基準法 に基づく指導、勧告等の実施



1. 耐震改修促進法に基づく指導等の実施
2. 建築基準法に基づく指導、助言勧告又は
命令の実施
3. 耐震改修促進法に基づく計画の認定等の実施

第5章 耐震改修促進法及び建築基準法に基づく指導、勧告等の実施

1. 耐震改修促進法に基づく指導等の実施

所管行政庁（耐震改修促進法第2条第3項の「所管行政庁」をいう。以下同じ。）である岡山県は、次の（1）から（3）までに掲げる建築物の区分に応じ、所有者に対して適切に指導等を行います。

（1）耐震診断義務付け対象建築物

要緊急安全確認大規模建築物については耐震診断の結果の取りまとめを行った後に公表していますが、要安全確認計画記載建築物についても同様に、所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図ります。

また、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、耐震診断結果の報告をするように促し、それでもなお報告しない場合にあっては、耐震改修促進法第8条第1項の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨をホームページ等で公表します。

報告を受けた耐震診断の結果について、取りまとめた後、ホームページ等で公表します。当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなど、迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行います。

また、報告された耐震診断の結果を踏まえ、建築物の所有者に対して、指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨をホームページ等で公表します。

（2）指示対象建築物

耐震改修促進法第15条第2項に規定する特定既存耐震不適格建築物（以下「指示対象建築物」という。）の所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨をホームページ等で公表します。

（3）指導・助言対象建築物

耐震改修促進法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物（指示対象建築物を除く。）及び同法第16条第1項に規定する既存耐震不適格建築物

(以下「指導・助言対象建築物」という。)の所有者に対して、耐震診断及び耐震改修について必要な指導・助言を実施します。

2. 建築基準法に基づく指導、助言、勧告又は命令の実施

耐震改修促進法の規定に基づく指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、次の措置を行います。

- (1) 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物
 - ・ 建築基準法第10条第3項の規定に基づく命令
- (2) 損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば保安上危険若しくは著しく保安上危険となるおそれがある建築物
 - ・ 建築基準法第9条の4の規定に基づく指導、助言
 - ・ 建築基準法第10条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令

3. 耐震改修促進法に基づく計画の認定等の実施

岡山県は、耐震改修促進法第17条第3項の計画の認定、法第22条第2項の認定、法第25条第2項の認定について、建築物の所有者に周知し、適切かつ速やかな認定が行われるよう努めます。

(1) 計画の認定（耐震改修促進法第17条第3項）

耐震改修を行おうとする建築物の所有者は、その耐震改修の計画について、岡山県に対し、計画の認定を申請することができます。岡山県は、その耐震改修計画の内容が、耐震改修促進法の基準に適合している場合は、その耐震改修の計画を認定します。

認定を受けた建築物は、建築基準法の規定の特例を受けることができます。

(受けることができる建築基準法の規定の特例)

- ・ 既存不適格建築物の制限の特例
- ・ 耐火建築物の制限の特例
- ・ 容積率の制限の特例
- ・ 建ぺい率の制限の特例
- ・ 建築確認申請の特例

(2) 建築物の地震に対する安全性に係る認定

(耐震改修促進法第22条第2項)

建築物の所有者は、岡山県に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができます。

認定された場合は、当該建築物や広告、契約に係る書類、宣伝用物品などに認定を受けている旨の表示ができることになり、建築物の利用者が、容易に当該建築物の耐震性の有無を確認することができます。

新耐震基準・旧耐震基準の別、用途、規模を問わず、全ての建築物が認定申請の対象となっています。

※右は認定プレートの例

(掲示は建築物の所有者の任意となっています。)



(3) 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定

(耐震改修促進法第25条第2項)

耐震診断が行われた区分所有建築物（マンション等）の管理者は、岡山県に対し、当該区分所有建築物について耐震改修を行う必要がある旨の認定を申請することができ、認定を受けた区分所有建築物は、共用部分の変更に必要な決議要件を、通常の集会の決議（過半数）によることができます。

建物の区分所有等に関する法律第17条第1項では、耐震改修工事等により、共用部分において形状又は効用の著しい変更を伴う場合、出席した区分所有者及び議決権の各4分の3以上の集会の決議が必要とされ、耐震改修の必要性はあっても、決議を得ることが難しく工事を実施できない場合があります。

この認定制度は、決議要件を緩和することにより、円滑な耐震改修の実施につなげようとするものです。

(参考) マンションの再生等の円滑化に関する法律(令和8年4月施行)

耐震性等が不足しているとして特定行政庁が認定したマンションについては、区分所有者等の3/4以上の賛成で、建替え、建物・敷地の一括売却、一棟リノベーション、建物の取壊しが可能です。

第6章 その他建築物の耐震診断及び 耐震改修の促進に関し必要な事項



1. 本計画の着実な推進
2. 関係団体等との連携
3. その他

第6章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

1. 本計画の着実な推進

耐震診断及び耐震改修の進捗状況、住宅及び建築物を取り巻く環境は年々変化していきます。

本市では、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修実施状況について、市ホームページで公表するとともに、特定建築物の耐震診断及び耐震改修状況を取りまとめた『特定建築物耐震化台帳』の作成、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の現況把握に努め、本計画の着実な推進を図ります。

2. 関係団体等との連携

岡山県ならびに（一社）岡山県建築士会、（一社）岡山県建築士事務所協会、（一社）日本建築構造技術者協会中国支部、県内建築関係団体や岡山県住宅リフォーム推進協議会等の各種協議会、NPO、自治会、自主防災組織等と協力・連携して耐震診断及び耐震改修を促進をするとともに、連携体制の維持・発展に努めます。

3. その他

本計画を実施するにあたり、必要な事項は別途定めます。